

## くらし・なんでも相談

シリーズ  
No.2

## 離婚問題

毎月第2土曜日に開設している「くらし・なんでも相談」ほつとダイヤル」は、弁護士・司法書士・社会保険労務士・就職相談員の専門家が、無料で電話相談を受けています。

今回は「多重債務」契約関連に次いで3番目に相談の多い「離婚問題」です。実家の父親が配偶者の保証人になつてゐる相談事例から2例をご紹介します。



### 【事例①】(女性)

『夫の借金、離婚したらどうなるか?』夫が「サラ金」から借入を繰返し、借金が耐えないので離婚を決意している。

夫の借入について私の保証はないが、実父は夫の勤務先の債務の保証人になっている。また、以前、夫のサラ金返済のため100万円を支援し、夫の車購入時にも30万円を支払つた。

離婚した場合、夫の借金について妻である私への影響はあるか。また父が夫のために出したお金はどうなるか。

〔回答〕(北川哲男司法書士)

夫への保証人になつていらない限り、離婚により妻が影響を受けることは一切ない。

なお、離婚する際に双方あるいは一方に条件がある場合は、キッチンと協議(当事者間の協議又は調停)をすることが肝要。

### ワンポイント

#### 「親族間のお金の貸し借り」

父の夫に対する債務保証は、父親に代わる保証人を立てない限り、娘の離婚という理由だけで保証を解除してもらうことは困難と思われるが、その前に会社より正確な情報を入手する必要がある。

また、父親のサラ金への肩代わりや車購入に対する父親の資金援助は、借用書がない場合は、相手から贈与を受けたとの主張もされかねないし、夫の経済状態からすると事実上返済は難しいと思われる。離婚協議の条件の一つとして分割返済とするとか車を引き取るという方法は考えられる。

〔回答〕(田中善助弁護士)

夫の姉のことは気にする必要はない。本当に離婚したいのであれば調停を取り下げてはならない。

離婚では、4歳の女兒が居るので、「親権者」「監督者」を決めるが、本件では特別な事情がない限り、母親が親権者、監督者になると思われる。

また、「養育料」についても協議すること。この外に「財産分割」「慰謝料」の問題がある。調停が成立しなければ訴訟となる。

父親の身元保証は原則として3年間で

終了する。更新に心がける必要はない。  
一定の要件(身元保証に関する法律第3条・4条)があれば契約解除できる。

仮に、夫に不適切な行為があり、会社に損害賠償義務を負つたとしても、法第5条で使用者の監督方法等も考慮して賠償額が決定されるので、弁護士に相談のこと。

### 「離婚」

離婚には、「協議離婚」「調停離婚」「裁判離婚」があります。

慰謝料は、「離婚についての責任ある側に支払い義務が」生じます。財産分与は、夫婦が築いた財産の清算。結婚していた間に増えた財産をどう分けるかです。子供の養育費は「父、母がそれぞれの収入や資力に応じて負担すること」とされています。親権者だからといって、すべて養育費を負担したり、その分多く養育費を負担するということはありません。

〔回答〕(北川哲男司法書士)

人には言えない悩み事、どなたでも気軽にお電話ください!

お電話で無料相談

月曜日～金曜日 10:00～16:00

0120-39-6029

労福協のくらし・なんでも相談  
ほつとダイヤル 無料

様々な悩みや不安を解決するために、各分野の専門家の方々にご協力いただき、電話による暮らしの相談もお受けいたします。

弁護士 サラ金・多重債務・自己破産・ヤミ金・融資・競争・扶養問題・等

司法書士 相続・贈与・不動産・各種契約関連・等

社会保険労務士 各種年金・健康保険・雇用保険・労災保険・等

無料職業紹介 就職相談・職業紹介・求人・求職情報の提供・求職者(人材)の紹介・等